

平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）会議録（第4日）

平成26年12月16日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第53号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 5 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて
- 7 委員会の閉会中の継続審査について
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第53号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 5 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて
- 7 委員会の閉会中の継続審査について
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 藪 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一

生活福祉部長 井手俊郎
教育次長 宗野祐幸

経済建設部長 堂本正広
財政課長 森川 勝

(開議 午前9時58分)

○議長(橋本恭子) 皆さんおはようございます。

平成26年第6回太子町議会定例会におそいで御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(橋本恭子) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第53号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第56号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第2、議案第53号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議案第56号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の

議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、委員会審査報告書を読み上げていきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第53号。付託年月日、平成26年12月3日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年12月4日(木)午前10時から午後0時30分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①改正内容の1点目は、現在出産育児一時金42万円を支給しているが、その42万円に産科医療補償制度掛金分が3万円含まれており、その3万円を1万6,000円に引き下げるものである。

その理由としては、平成21年1月から公益財団法人日本医療機能評価機構にて運営が開始されてから5年が経過し、当初、補償対象推計人数を最大で年間803人を見込んでいたが、719人に下方修正されたことにより余剰金約800億円が生じた。そして、その余剰金を活用することにより掛金が引き下げられたとのこと。

②改正内容の2点目は、前述の掛金分を除いた出産費用は現在39万円で、この39万円も前回の改定から5年が経過しており、上昇傾向にある出産費用に配慮し、40万4,000円に引き上げるものである。

その理由としては、平成24年度における全国の平均的な正常分娩に係る出産費用は、国

民健康保険中央会による集計で、公的病院で約40万6,000円、公的病院以外の病院や診療所を含めた全ての平均金額が41万6,727円であること及び出産育児一時金の総額42万円を維持できるよう引き上げられたとのこと。

③産科医療補償制度に加入している分娩機関は、平成26年5月末現在で、病院と助産所が100%、診療所が99.6%であるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第56号。付託年月日、平成26年12月3日。件名、太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年12月4日（木）午前10時から午後0時30分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①学童保育園の設備や建物の設置者は町で、管理運営者は教育委員会ということを明記した改正である。

ただし、臨時の開園、休園などについては、設置者は町長ではあるが、実質的には教育委員会で判断することが多いと思うが、重要な事項は町長が判断するという形で運用していくとのこと。

②児童1人当たりの面積は、26年11月現在で斑鳩学童3.70平米、太田学童1.91平米、石海学童7.84平米、龍田は空き教室で実施しているので出ていないが、条例の基準1.65平米を満たしている。

また、在籍人数が130名の太田学童の将来見込みについて、全国子ども・子育て会議資料における全国平均の学童登録割合を準用すると、6年生まで含めた合計人数が約148名となり、現状より18名の増だが、条例の基準

を満たしており、数字の上では受け入れは可能であるとのこと。

③条例の基準である児童1人につき1.65平米以上の面積を切った場合は、プレハブ等の増築や町の土地を利用した増設も困難であるため、1つの考え方として、近くのコミュニティセンターや自治会の自治会館への依頼を検討するとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第53号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第56号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

#### 日程第5 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第4、議案第54号太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてから日程第5、議案第55号太子町下水道事業基金条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第54号、太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年12月5日(金)

午前10時5分から午前11時32分。

#### 3、審査経過及び結果、審査経過。

(1)竹広南地区の建築物の敷地面積の制限を165平方メートルとした理由はとの質疑に、地区計画においては、良好な住宅地を維持するため最低敷地面積を定めている。竹広南地区は現在高齢化が進み、子の世代で土地を売る事例が出ているため、今回の条例により最低敷地面積を定め、デベロッパーによる土地の切り売りを防止し、既存の団地形成を維持するため、165平方メートルとしたとの答弁があった。

竹広南地区に限らず、他の地区でも高齢化が進んでいるが対策はとの質疑に、良好な住宅環境を守ることを目的に住民説明会を開催して、住民の賛同を得て地区計画をつくるよう啓発しているとの答弁であった。

糸井カジタ地区について、低層住宅地区、沿道住宅地区に区分けされ、用途整備の設定内容が異なる理由はとの質疑に、低層住宅地区については、将来竹広南地区と一連の団地形成ができるよう規定している。

一方、沿道住宅地区については、龍野線の高架事業において、隣接地で日照や景観の悪化による地価の下落を懸念する声があった。

沿道住宅地区の区画整理を円滑に進めるため、低層住宅地区より制限を緩和し、マンション建設等土地利用を促進し、地価の下落を防ぐ対策をしているとの答弁であった。

鵜柳川地区の景観形成について、新庁舎建設と一体的に考えているのかとの質疑に、景観に関しては地区計画と異なり制限が規定されていない。よって、周辺の住環境と調和した建築物とするよう行政指導を行うとの答弁であった。

地区計画を進めていく上で、地元住民の合意形成をどのように図ったのかとの質疑に、竹広南地区については、糸井カジタ地区との区画整理事業に伴い市街化区域へ編入することとなった。地元住民との協議の中で、固定資産税が上がり何のメリットもないという意見が出たが、何度も住民説明会を開き、まち

づくりのルール案を協議していくことで、9割以上の住民の賛同を得た。また、早期の条例化を求める意見もあった。

自然と暮らしが調和したまちづくりを図るため、今後も継続的に出前講座を開催し、住民の意識向上に努めるとの答弁であった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第55号、太子町下水道事業基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年12月5日（金）午前10時5分から午前11時32分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。

太子町下水道事業基金条例を制定する主な理由はとの質疑に、国より人口3万人以上の下水道事業に対して地方公営企業会計への移行要請がある。

太子町では、平成30年度の移行に向けて準備を進めており、移行までに内部留保を確保するために基金条例を制定するとの答弁であった。

太子町下水道事業基金条例第3条第2項に「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」とあるが、基金の具体的な運用方法はとの質疑に、地方公営企業会計へ移行するまでは会計課管理となり、基金運用方法については公金管理委員会で協議の上、運用するとの答弁であった。

地方公営企業会計への移行後、基金の運用はとの質疑に、地方公営企業会計へ移行した時点で当基金条例は廃止し、内部留保として下水道事業会計の資本金的収支予算（4条予算）に対する補填財源となるとの答弁であった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で経済建設常任委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第54号太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論。討論があるようですので、それではまず原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても経済建設委員会での質疑で、先ほども委員長のほうから報告ありました。

私どももこれについてもお話も聞いてまいりましたが、今般これについては国からの公営企業への移行ということでの基金の設置、またそれについては……。

○議長（橋本恭子） そうかそうか、ちょっと間違いでしょうか。

（井川芳昭議員「間違えた」の声あり）

それでは、訂正します。

討論はないようですので、討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第55号太子町下水道事業基金条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどは失礼をいたしました。

これについても再度、先ほども委員長のほうから報告ございました。国からの公営企業への移行ということで、今般この条例の基金設置ということでお話もありました。

私も付託の委員会の中でもお話をしてまいりましたが、本会議でも再度これについては要望もし、話もしております。この有価証券にかえることができる、またそういったことが判断される場合は、必要に応じてそういう内容の話もございます。

以前にも、水道会計ではユーロ債というような有価証券、非常に危険であった有価証券を購入して、いろいろとお話ありました。こういったユーロ債に手を出すのはどうかと。1億円のお金を使ってという形の中で、最終的には利益のほうに転じたということで事なきを得ましたが、今般もこれについては有価証券にかえることができるという内容でありますので、今後はそういったことのないようにだけお話をしておきまして、賛成討論になるかどうか分かりませんが、こういったことを

申し述べておきまして、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて

○議長(橋本恭子) 日程第6、推薦第1号太子町農業委員会委員の推せんについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって清原良典議員の退場を求めます。

(清原良典議員 退場)

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、中藪清志議員。

○中藪清志議員 発議者を代表して、推薦第1号太子町農業委員会委員の推せんについて趣旨説明を申し上げ、議員各位の御賛同を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

平成24年1月17日付をもって選任している現在の農業委員会委員の任期が平成27年1月16日をもって満了となります。本町において

は、選挙による委員が15名、選任による委員が5名の総勢20名で農業委員会が運営されております。議会推薦の農業委員会委員の推薦根拠は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号による議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者4名以内でございします。この法律に基づき、平成26年10月27日付で町長より議長宛てに4名の委員の推薦依頼があり、以後議会運営委員会、全員協議会をもって、各校区在住の議員で選出協議をしていただき、適任者が報告されましたので、今回提案をさせていただくものです。

推薦する4名の方々は別紙のとおりでございます。

太子町鵜538番地1、岡部正和さん、66歳。

太子町蓮常寺238番地、八木邦男さん、69歳。

太子町東保229番地、寺田尚明さん、75歳。

太子町広坂319番地1、清原良典さん、60歳でございます。

4氏とも学識経験及び農業経験が豊富であり、適任者として推薦するものです。

なお、4氏それぞれの経歴については、参考資料に掲載しておりますので、御参照ください。

以上、よろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、これから直ちに採決いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） したがって、直ちに採決を行います。

これから推薦第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） したがって、推薦第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時25分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（橋本恭子） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

福祉文教常任委員会委員長から、請願第9号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（橋本恭子） 日程第8、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成26年第6回太子町議会定例会(第453回町議会)を閉会します。

(閉会 午前10時26分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(橋本恭子) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月27日の招集以来、本日までの20日間でしたが、この間、議員各位には、各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長初め町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位は、くれぐれも健康に御留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(北川嘉明) 平成26年第6回太子町議会定例会(第453回町議会)が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る11月27日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例等の各重要案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、御議決いただきましたことに対し深く感謝を申し上げる次第であります。

また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいりる所存でありますので、町行政に対しまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを御祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日
太子町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 中 薮 清 志

署名 議員 堀 卓 史